⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書用紙及び受験の手引）は、平成25年７月19日（金）から平成25年８月27日（火）まで農林水産省農村振興局、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び各都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、90円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

６　合格者の公表　合格者の公表は、平成25年11月19日（火）に官報に掲載するとともに、各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の掲示場に掲示して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

平成25年度弁理士試験に係る委員等

平成25年度弁理士試験に係る委員等（平成25年３月27日官報号外第62号）の一部を次のように変更する。

平成25年７月19日

工業所有権審議会会長　野間口　有

２論文式筆記試験及び３口述試験の左欄及び右欄に「茅野　直勝」及び「意匠」をそれぞれ加える。

３口述試験の「神蔵初夏子」を「苫米地正啓」に変更する。

公　告

諮　事　項

工場財団

東京都港区芝五丁目33番８号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に滋賀県湖南市小砂町２番地１三菱自動車工業株式会社パワートレイン製作所滋賀工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年７月19日

大津地方法務局甲賀支局

東京都港区芝五丁目33番８号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に京都市右京区太秦巽町１番地三菱自動車工業株式会社パワートレイン製作所京都工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年７月19日

京都地方法務局嵯峨出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年７月５日から１年６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年７月19日

大津地方法務局長　髙村　一男

記

氏名　小谷　敏男

所属する司法書士会　滋賀県司法書士会

登録番号　滋賀第195号

事務所の所在地　滋賀県湖南市平松北１丁目45番地102

違反行為　違反行為の助長の禁止違反等

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ

２．本店所在地　東京都中央区銀座二丁目八番九号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第2217号

４．行政処分の年月日　平成25年７月９日

５．行政処分の内容

平成25年７月９日から平成25年10月８日の間、新たな投資一任契約の締結及び全ての投資助言・代理業務（解約を除く）を停止すること。

平成25年７月19日

関東財務局長　坂本　正喜

割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する期限の延長の公示

平成25年４月23日付け「株式会社だいかい友の会に係る割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示」中、申出期限を「平成25年７月19日」から「平成25年９月20日」に延長します。

平成25年７月19日

関東経済産業局長　安藤　久佳

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
カナガワケンヨコハマシカナガワクオオグチドウリ（138―13／(2)）ゴウ）	オウサワイツミ	特願2012―265758	補正指令書
東京都港区高輪２―15―15―208	藤川　善之	商願2011―16313	通知書
東京都台東区台東１－８－８　レジェンド秋葉原302号	高　小云	商願2011―42791	出願却下の処分
東京都港区高輪２―15―15―208	藤川　善之	商願2012―47009	補正指令書
岡山県倉敷市阿知１－３－６グランツ倉敷403	阿野　洋介	商願2012―87429	拒絶理由通知書
ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ、エルー2130ルクセンブルグ、ブールヴァール・シャルル・マルクス11番	ワールド・プロモーション・カンパニー・ソシエテ・アノニム	取消2013―300169	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成25年７月19日

特許庁長官

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月19日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年７月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成ロテック株式会社　代表取締役　藪田　英俊　東京都新宿区西新宿８―17―１　国土交通大臣許可（特―24）第1964号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年７月20日から平成25年11月16日までの120日間